

答申案件の概要

件名	医薬品の購入に係る納品書等についての一部開示決定処分に対する異議申立て	
担当課	開示決定等	旧病院局経営管理課
	異議申立て	病院局運営部経営企画室
対象行政文書	県立中央病院及び県立つくしが丘病院における平成18年度のインフルエンザワクチンの購入に係る納品書及び購入調書	
経緯	開示請求年月日	平成19年12月3日
	開示決定等年月日	平成19年12月18日
	異議申立て年月日	平成20年1月11日
	諮問年月日	平成20年3月13日
本件処分の内容	<p>一部開示決定 (不開示部分及び不開示理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納入業者名及びその住所     条例第7条第4号該当（開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため）</li> <li>・担当者名     条例第7条第3号該当（特定の個人を識別することができる情報であり、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため）</li> </ul>	
異議申立ての趣旨	本件処分のうち、納入業者名及びその住所を不開示とした部分を取り消し、同部分を開示することを求める。	
審査会の結論	青森県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、納入業者の名称、住所及び電話番号に係る部分を開示することが妥当である。	
審査会の判断要旨	<p>&lt;条例第7条第4号該当性について&gt;</p> <p>○ 本件情報の開示により明らかとなる事項について</p> <p>    本件ワクチンを納入した業者（以下「本件納入業者」という。）の名称、住所及び電話番号（以下「本件情報」という。）を公にした場合に明らかとなるのは、本件納入業者が納入した、本件ワクチンの単価、数量、納入時期だけであり、その仕入れ値や経費等を含むいわゆる原価や、単価設定の仕組み等が明らかになるものではない。</p> <p>    このような単なる販売単価等の情報をもって、営業上のノウハウあるいは営業秘密であると認めることはできない。</p> <p>○ 適切な予算執行の確保・行政の透明性の要請について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも、地方公共団体と契約を締結する法人等においては、適切な予算執行の確保、行政の透明性等の要請から、民間と契約する</li> </ul>	

場合とは異なる制約を甘受せざるを得ない。

- ・ 県では、公共工事の入札・契約に係る情報について、その透明性の確保、公正な競争の促進の観点から、落札者・落札金額等（随意契約にあっては契約の相手方、契約金額）を公表し、また、1件の予定価格が50万円を超える物品調達契約についても、落札者・落札金額・契約の主な内容等を公表しているところである。さらに、通常随意契約の方法で締結される食糧費の契約については、食糧費等支出関係公文書の開示方針（平成9年2月12日庁議決定）において、条例に基づく開示請求に対し、債権者の住所・名称のほか、支出内訳として品名・数量・単価・金額等を開示することとしている。
- ・ 以上からすれば、県が締結するその他の契約についても、契約方法にかかわらず、価格部分を含む契約内容は、原則としてこれを公開すべきことが要請されているものと解される。本件納入業者においても、その契約内容が条例に基づき原則として公開されるものであることを承知し、又はこれを予期して契約を締結すべきものである。
- ・ 地方公共団体の締結する契約について、業者間での公正な競争は、地方自治法が本来予定しているところであり、本件情報が公になることにより、他の業者との間で競争が激化し、本件納入業者が本件ワクチンを県に販売できない場合が生じたとしても、そのことをもって直ちに、本件納入業者の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものと認めることはできない。

#### ○ 取引相手による引下げ要求について

仮に、本件納入業者の県に対する販売単価が、県以外の他の取引相手と比較して低いものであったとしても、それは、県が地方公共団体という、支払の確実性・予算の制約等の面において一般の取引相手とは異なる地位にあるなど、特別な条件によるものである。このことは、当該取引相手においても容易に理解できるものと思われ、当該取引相手から、県に対する販売単価を参考に具体的な引下げの要求がなされ、本件納入業者においてその対応に苦慮するなどといった事態は、直ちには想定し難い。また、本件納入業者が取引対象団体から除外されるような事態が生ずるとすることについても、これを認めるに足る具体的な事情は、実施機関の説明からは見出すことはできない。

#### ○ 納入業者の意見について

実施機関は、本件異議申立ての提起を受け、本件処分の再検討を行うに当たり、本件納入業者に対し、本件情報の開示の是非について任意に意見聴取したが、本件納入業者からは、その開示に積極的に反対する旨の意見はなかったことが認められる。このこと自体、本件情報を公にしたとしても、本件納入業者にはさしたる支障が生ずるものではないことを示している。

- なお、実施機関は、販売業者数や広範な値引率の採用状況といった、文具類・図書類と比較した場合の医薬品の購入契約における事情を主張しているが、この点についても、以上の判断を覆すに足る特別な事情とまでは言えない。
- 以上、本件情報を公にすることにより、本件納入業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めることはできない。よって、本件情報は、条例第7条第4号の情報には該当しない。